

産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム 規約

令和2年 7月 1日

産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム運営委員会

第1章 総則

(名称)

第1条 この規約により設立する団体は、産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、大学（専門職大学を含む）、短期大学（専門職短期大学を含む）、高等専門学校、及び大学共同利用機関法人（以下、「大学等」という。）と企業、地方公共団体、その他の団体、国又は地方公共団体（独立行政法人又は地方独立行政法人を含む）の設置する機関等（以下、「企業等」という。）が連携して人材育成に取り組むことにより、学生も社会人も学び続けチャレンジし続ける社会の実現及び創造と変革を先導する人材の輩出に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大学等の実務家教員を育成する研修プログラムの企画立案・実施への参画・協力
- (2) 実務家教員の活用をはじめ、産学等の境界を超えて人材と知の循環を推進する取組への参画・協力
- (3) 大学等が開発する社会人向け又は学生向けの教育プログラムの企画立案・実施への参画・協力
- (4) 大学等が行う教育に実践的な観点を反映させる取組への協力
- (5) リカレント教育、インターンシップ及びキャリア教育を含む産学連携教育を推進・普及していくための意見交換及び情報共有
- (6) 産学連携教育の推進・普及のためのフェア等イベントの企画・開催への参画・協力
- (7) 大学等、企業等、学生、研修受講者等の交流の場の企画・開催への参画・協力
- (8) その他前各号に掲げる活動に附帯又は関連する活動

(活動年度)

第4条 本コンソーシアムの活動年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までの年1期とする。ただし、設立初年度は、設立日から翌年3月31日までとする。

第2章 会員

(会員)

第5条 本コンソーシアムの会員は、本コンソーシアムの目的を理解し活動に賛同する大学等及び企業等をもって構成する。

2 本コンソーシアムの設立当初の会員は、別表に掲げる通りとする。

(入会)

第6条 会員になろうとする大学等又は企業等は、所定の様式により本コンソーシアムに対して入会の申込を行うものとする。

2 前項の申込があったときは、本コンソーシアムは、第10条に規定する運営委員会の議決によってその諾否を決定し、申込者に通知する。

3 会員は、本コンソーシアムへの参加に係る責任者1名を第10条に規定する運営委員会の委員として定め、入会と同時に本コンソーシアムに届け出るものとする。

4 会員は、その名称、責任者の氏名又は住所の変更があったときは、遅滞なく、書面にて本コンソーシアムに届け出なければならない。

(会費)

第7条 本コンソーシアムの会費は、第10条に規定する運営委員会の決議をもって別に定める。ただし、本コンソーシアムの設立当初から当分の間は無料とし、運営委員会の決議により会費の導入を決定したときは各会員に本コンソーシアムへの参加継続の意思確認を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、本コンソーシアムの特定の活動の実施に関し必要があるときは、運営委員会の決議により会員に協賛金を募ることができる。ただし、本コンソーシアムの設立当初から当分の間は、協賛金を募らないものとする。

3 既納の会費及び協賛金は、これを返還しない。ただし、運営委員会が認めた場合については、この限りでない。

(退会)

第8条 本会の会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の1か月以上前に本コンソーシアムに対して書面により通知するものとする。

(除名)

第9条 本コンソーシアムの会員が、本コンソーシアムの名誉を毀損し、若しくは本コンソーシアムの目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、第10条に規定する運営委員会の決議によりその会員を除名することができる。

第3章 組織

(運営委員会)

第10条 本コンソーシアムに、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、全ての会員をもって構成し、各会員は、第6条第3項に規定する責任者を運営委員会委員（以下、「委員」という。）として運営委員会の審議及び議決に参加させるもの

とする。

- 3 委員が、やむを得ない事情により運営委員会に出席できないときは、あらかじめ委員本人又は委員の所属する会員の代表者からの届出により代理出席を認めることとする。ただし、代理出席する者（以下、「代理出席者」という。）は、委員本人と同一会員に所属するものに限る。
- 4 運営委員会は、定時運営委員会として毎活動年度の終了後3か月以内に開催するほか、次条に規定する事業実施会議が必要と認めたときに臨時運営委員会として開催する。また、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 5 運営委員会は、事業実施会議の決議に基づき事業実施会議が招集する。また、委員は、事業実施会議に対し、招集の理由を示して、運営委員会の招集を請求することができる。
- 6 運営委員会は、次条に規定する事業実施会議から必要な報告を徴し、本コンソーシアムの活動及び運営の基本的事項について審議し、決議する。
- 7 運営委員会は、委員の過半数の出席（代理出席者及び委任状を含む。）をもって成立する。
- 8 運営委員会の議事は、出席者（代理出席者及び委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 運営委員会の議長は、運営委員会において出席者（代理出席者を含まない。）の中から選出する。
- 10 委員は、無報酬とする。
- 11 運営委員会への出席に係る旅費その他の費用は、各会員が支弁するものとする。

（事業実施会議）

第11条 本コンソーシアムに、事業実施会議を置く。

- 2 事業実施会議は、文部科学省の補助事業である「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」において選定された「創造と変革を先導する産学循環型人材育成システム」の事業を共同で実施する東北大学、熊本大学、大阪府立大学及び立教大学（以下、「事業実施大学」という。）をもって構成し、各事業実施大学は、第6条第3項に規定する責任者を事業実施会議委員として事業実施会議の審議及び議決に参加させるものとする。
- 3 事業実施会議委員が、やむを得ない事情により事業実施会議に出席できないときは、あらかじめ事業実施会議委員本人又はその所属する事業実施大学の代表者からの届出により代理出席を認めることとする。ただし、代理出席する者（以下「代理出席者」という。）は、事業実施会議委員本人と同一の事業実施大学に所属するものに限る。
- 4 事業実施会議は、原則として年1乃至2回開催するほか、次条に規定する事務局が必要と認めたときに開催する。また、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 5 事業実施会議は、事務局が招集する。また、事業実施会議委員は、事務局に対し、招集の理由を示して、事業実施会議の招集を請求することができる。
- 6 事業実施会議は、次条に規定する事務局から必要な報告を徴し、本コンソーシアムの活動及び運営に係る事項について審議し、決議する。
- 7 事業実施会議は、事業実施会議委員全員の出席（代理出席者及び委任状を含む。）をもって

成立する。

- 8 事業実施会議の議事は、出席者（代理出席者及び委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 事業実施会議の議長は、事業実施会議において出席者（代理出席者を含まない。）の中から選出する。

（事務局）

- 第12条 本コンソーシアムに、事務局を置く。
- 2 事務局は、当分の間、東北大学に置く。
- 3 事務局は、本コンソーシアムの事務を処理する。

（顧問）

- 第13条 本コンソーシアムに顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、会員が推薦し、運営委員会の議決を経て、選任する。
- 3 顧問の任期は、2年を超えない範囲において、運営委員会が前項の規定による議決において定めることとし、必要に応じて再任することができる。
- 4 顧問は、運営委員会に出席することができる。
- 5 運営委員会、事業実施会議及び事務局は、顧問に対して、本コンソーシアムの活動及び運営について助言を求めることができる。

（経費の負担）

- 第14条 第12条に規定する事務局の運営に要する経費は、東北大学が負担するものとする。
- 2 前項の規定による場合を除き、本コンソーシアムの運営に要する経費は、事業実施大学が負担するものとし、各事業実施大学の負担割合については、事業実施会議において決定するものとする。
- 3 本コンソーシアムの活動への会員の参加に要する費用は、当該会員が負担するものとする。

第4章 雑則

（細則）

- 第15条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営上必要な細則は、運営委員会の議決を経て別に定める。

（解釈等）

- 第16条 この規約及び細則の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度事務局を通じて事業実施会議に説明を求めるものとする。
- 2 前項に規定する事業実施会議による説明によっても疑義が解消されない場合は、運営委員会における協議事項として取り扱うものとし、運営委員会において決定するものとする。
- 3 会員は、本規約の定めのほか、日本の関係法令を遵守するものとする。

4 この規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(改正)

第17条 この規約は、運営委員会の決議により改正することができる。

附則

1 この規約は、令和2年7月1日から施行する。

別表

設立当初の会員

事業実施大学	国立大学法人東北大学
	国立大学法人熊本大学
	公立大学法人大阪 大阪府立大学
	学校法人立教学院 立教大学
企業	株式会社イノベスト
	株式会社ASAQA
	株式会社KEIアドバンス
	株式会社七十七銀行
	株式会社ディスコ
	株式会社中九州クボタ
	株式会社パフ
	株式会社福井製作所
	株式会社プロアシスト
	株式会社ベネッセiキャリア
	株式会社履修データセンター
	サンライトヒューマンTDMC株式会社
	全日本空輸株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	三菱電機株式会社
	EY新日本有限責任監査法人
	PwCコンサルティング合同会社
地方公共団体	仙台市
	豊島区
	宮城県
その他の団体	一般社団法人 経済同友会インターンシップ推進協会
	一般社団法人 埼玉県経営者協会